

【表紙】

| | |
|----------------|---|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成22年6月29日 |
| 【会社名】 | 中外鉱業株式会社 |
| 【英訳名】 | Chugai Mining Co.,Ltd |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 安藤 道明 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 常務取締役 小川 幸重 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) |

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長安藤道明及び当社最高財務責任者常務取締役小川幸重は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を実施した上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を実施しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに当社の連結子会社1社を対象として実施した全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び受取手形並びに棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積もりや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断しました。従って、当該事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断しました。

記

（1）当社の売上・債権管理プロセスにおいて、取引先の信用情報の入手及びその評価等の取引先に関する与信管理体制の整備が不十分であったこと、及び決算財務報告プロセスにおける売上債権の回収可能性に関する検討が不十分であったことが財務諸表監査の過程で判明し、売上債権に係る貸倒引当金につき訂正を行いました。

当該事業年度の末日までに是正されなかった理由は、上記不備が当該事業年度の末日後の財務諸表監査の過程で識別されたためであります。

（2）決算財務報告プロセスにおいて、関連当事者の範囲及び取引について必要な情報を収集するための体制の整備が不十分であったことが財務諸表監査の過程で判明し、有価証券報告書の開示情報における関連当事者との取引に関する注記について訂正を行いました。

当該事業年度の末日までに是正されなかった理由は、上記不備が当該事業年度の末日後の財務諸表監査の過程で識別されたためであります。

一方、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、適正な与信管理に必要な管理体制及び承認手続に係る業務プロセス、並びに売上債権に係る適正な貸倒引当金の計上プロセス、関連当事者の範囲及び取引の認識に必要な管理体制を整備し、内部統制手続の徹底・定着化を図ることで翌事業年度においては、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。